

「盛岡の美味いもんアンバサダー認定制度」実施要領

1 目的

盛岡産農畜産物を地域資源として積極的に活用する食関連産業事業者を「盛岡の美味いもんアンバサダー」として認定し、支援することにより、地場農産物の認知度向上及び利活用促進を図り、以て本市の農業の発展及び経済の活性化並びにまちの魅力向上に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 盛岡産農畜産物

盛岡市内で生産される農畜産物で、それらを原材料とする加工品を含む。

(2) 食関連産業事業者

盛岡市内、または盛岡市外で営業する飲食・サービス業、宿泊業、飲食料品小売業、食料品製造業、酒類製造業等とする。

3 認定基準等

(1) 認定区分及び指定する盛岡産農畜産物

認定区分は、「米・雑穀類」、「野菜類」、「肉・卵類」、「果実類」及び「山菜・きのこ類」とする。また、各区分においてテーマ食材として指定する盛岡産農畜産物は、盛岡市がブランド化を図る等「盛岡ならではの」農畜産物（別表）及び岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度に基づき確認・登録を受けた市内農業者が生産する当該登録品目とする。

(2) 食関連産業事業者の認定

認定するメニュー・商品（以下「メニュー等」という。）に係る営業許可を取得していること

(3) 認定するメニュー等

次のいずれの条件も満たすこと

ア テーマ食材として指定する盛岡産農畜産物が、メニュー等の特徴を決定付ける用いられ方をしていること。

イ メニュー等の提供が、テーマ食材として指定する盛岡産農畜産物のPRに寄与すること。

ウ 食関連産業事業者自らが考案し、販売または提供するメニュー等であること。

エ 1年のうち2カ月以上の継続する期間、消費者向けに提供されること。（見込みも含む。）

(4) 認定の流れ

次により随時受け付けるものとする。

ア 認定を受けようとする食関連産業事業者は、テーマ食材を用いたメニュー等を開発または選定し、認定申請書（様式第1号）を盛岡市農業振興連絡協議会事務局（以下「事務局」という。）宛て提出する。

イ 事務局は、申請のあったメニュー等の内容を審査し、申請した食関連産業事業者

に対し、認定又は不認定を通知する。

ウ 認定を受けた食関連産業事業者（以下「認定事業者」という。）に対して認定証及び認定区分に応じた認定フラッグ等の認定ツールを付与する。

エ 既に認定を受けている区分で新たなメニュー等の認定を受けようとする場合も、同様の手続きにより申請する。

(別表) 認定区分において指定する盛岡産農畜産物

認定区分	指定盛岡産農畜産物
米・雑穀類	米
	そば（原材料含む）
野菜類	黒平豆
	津志田の里芋
肉・卵類	もりおか短角牛
	もりおかあじわい林檎ポーク
	紅木豚
果実類	盛岡りんご
	アロニア
山菜・きのこ類	行者にんにく

4 認定事業者への支援事項

認定事業者の認定メニュー等の認知度向上、消費拡大に向け、次のような取組を行う。

(1) 認定事業者、認定メニュー等の周知

市主催のイベント等の場を活用し、認定事業者・メニュー等を周知する。また、市の持つ広報媒体（広報もりおか、市公式ホームページ、SNS等）で積極的に情報発信する。

(2) マスメディアを利用した情報発信

認定事業者・認定メニュー等をマスメディア（テレビ、新聞）で露出し、直接的なPRを行うとともに、本制度を周知し、盛岡産農畜産物を積極的に活用する食関連産業事業者の増加へつなげる。

5 認定事業者に求める役割

(1) 消費者に対し、認定メニュー等、使用する農畜産物及び生産者に関する情報発信に取り組むこと。

(2) 事務局が企画するセミナー、生産者との交流イベント等へ積極的に参加し、農畜産物のより深い理解に努めること。

(3) 制度の効果測定等のため事務局が実施する調査に協力すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和2年3月12日から実施する。

附則

この要領は、令和3年2月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。